

覚醒剤原料取扱いの手引き

(病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局用)

令和6年3月

鹿児島県くらし保健福祉部薬務課

はじめに

医療用麻薬と医薬品である覚醒剤原料（以下「医薬品覚醒剤原料」という。）の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法（以下「法」という。）が改正されました（施行日：令和2年4月1日）。法改正により医薬品覚醒剤原料の取扱い等が変更されました。改正の概要は以下のとおりです。

【改正の概要】

- 1 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の患者等からの譲受規定の新設（p. 2 参照）**

患者が服用しなくなり不要となった交付・調剤済みの医薬品覚醒剤原料（以下「調剤済医薬品覚醒剤原料」という。）について、患者やその相続人等から譲受可能となりました。

※医療機関（病院や診療所等）は、自らが交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料のみ譲受することができます。

※薬局は、自ら調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料に限らず、他の病院や薬局等が交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料も譲受することができます。
- 2 帳簿を備え、必要事項の記入義務化（p. 7 参照）**

医薬品覚醒剤原料について、帳簿を備え、必要事項の記入が義務化されました。帳簿は、最終の記入をした日から2年間保存してください。
- 3 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄届の規定の新設（p. 9 参照）**

調剤済医薬品覚醒剤原料は、薬務課・保健所職員の立会いをすることなく、廃棄可能となりました。なお、使用する見込みがなくなったり（例：期限切れ）、誤調剤した医薬品覚醒剤原料等については、従前どおり「覚醒剤原料廃棄届出書」により薬務課・保健所職員の立会いの下、廃棄する必要があります。
- 4 自己の疾病の治療目的の携帯輸出入に関する規定の新設（p. 11 参照）**

厚生労働大臣の許可を受けた場合、自己の疾病の治療の目的で医薬品覚醒剤原料を携帯して輸出入可能となりました。詳細は、九州厚生局麻薬取締部にお問い合わせください。
- 5 各種届出や譲渡証・譲受証の様式改正**

全ての条文において、「覚せい剤」から「覚醒剤」に改正されました。



目 次

第1 医薬品覚醒剤原料	1
第2 指定	1
第3 譲受け・譲渡し	2
第4 所持	5
第5 使用	5
第6 保管	6
第7 管理	6
第8 記録	7
第9 廃棄	9
第10 事故届	9
第11 業務廃止等	9
第12 携帯輸出入	11
第13 立入検査	11
第14 その他	11
医薬品覚醒剤原料廃棄フロー図（錠剤・カプセル等）	12
問い合わせ先	13

この「覚醒剤原料取扱いの手引き」は、病院、診療所、飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）及び薬局（以下「病院等」と併せて「病院・薬局等」という。）において、法に基づく覚醒剤原料のうち医薬品である覚醒剤原料を取り扱う場合について説明したものです。

第1 医薬品覚醒剤原料（法第2条第5項）

医薬品覚醒剤原料は、法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。

令和6年1月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

商品名	別名	法律の規定名	濃度規制	規定条項
エフェド錠2.5 セレギリン塩酸塩錠 2.5mg	セレギリン, デプレニル	N・ α -ジメチル-N-2- プロピニルフェチルアミン	なし	覚醒剤原料を指定 する政令第1号
ヒバシカプセル 20mg, 30mg	リスデキサンフェタミン	2, 6-ジアミノ-N- (1-フェニルプロパン-2- イル)ヘキサンアミド	なし	覚醒剤原料を指定 する政令第3号

※以下の物質については覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されているもの。

【含有量10%以下であれば除外されるもの】

- 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1（エフェドリン）
＜法別表第1号＞
- 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1（メチルエフェドリン）
＜法別表第3号＞

【含有量50%以下であれば除外されるもの】

- エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）＜覚醒剤原料を指定する政令第2号＞

第2 指定（法第30条の2）

病院・薬局等において、医師、歯科医師、獣医師（以下「医師等」という。）が医薬品覚醒剤原料を施用したり、施用のために医薬品覚醒剤原料を交付する場合や、薬局の薬剤師が医師等の処方箋に基づき調剤した医薬品覚醒剤原料を譲り渡す場合には、覚醒剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません。

なお、次の場合は「覚醒剤原料製造業者」や「覚醒剤原料取扱者」の指定を受ける必要があります。

- 1 薬局医薬品製造業の許可及び薬局医薬品製造販売業の許可を受けた薬局（以下「薬局製剤製造販売業者等」という。）が、医薬品覚醒剤原料に該当する薬局製剤を製造する場合
→「覚醒剤原料製造業者」の指定を受ける必要があります。

例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%を超える製剤を製造する場合

- 2 覚醒剤原料を使用して覚醒剤原料に該当しない薬局製剤を製造する場合
→「覚醒剤原料取扱者」の指定を受ける必要があります。

例：エフェドリンを使用し、その含有量が10%以下の製剤を製造する場合

第3 譲受け・譲渡し（法第30条の9，第30条の10，第30条の14）

1 譲受け

(1) 覚醒剤原料取扱者等から譲受け

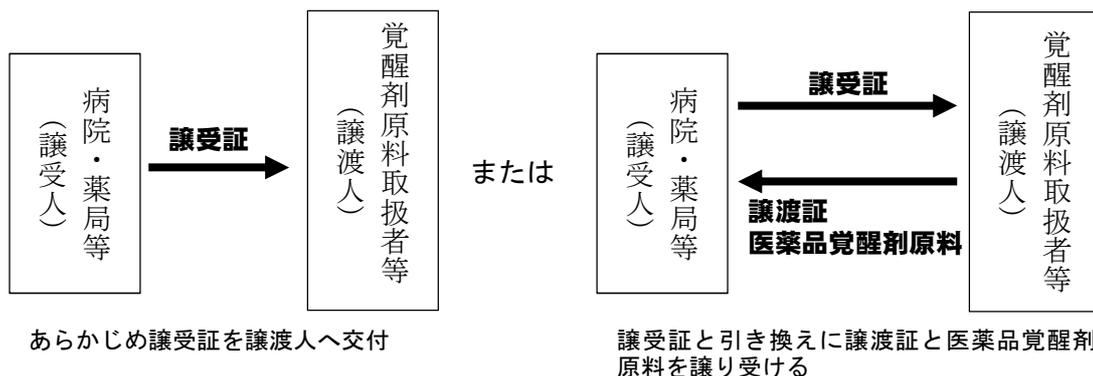
次の①～③の者は，その業務のため，覚醒剤原料取扱者等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

- ① 病院又は診療所の開設者（往診医師等を含む。）
- ② 飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む。）
- ③ 薬局開設者

※ 覚醒剤原料取扱者等とは，覚醒剤原料輸入業者，覚醒剤原料製造業者，覚醒剤製造業者，覚醒剤原料取扱者，覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者をいう。

なお，医薬品覚醒剤原料を覚醒剤原料取扱者等から譲り受ける場合は，次のいずれかの方法で行ってください。

- ・ あらかじめ「覚醒剤原料譲受証（様式2）」（以下「譲受証」という。）を，譲渡人である覚醒剤原料取扱者等に交付するか
- ・ 譲受証と引き換えに「覚醒剤原料譲渡証（様式1）」（以下「譲渡証」という。）と医薬品覚醒剤原料を譲り受けるか

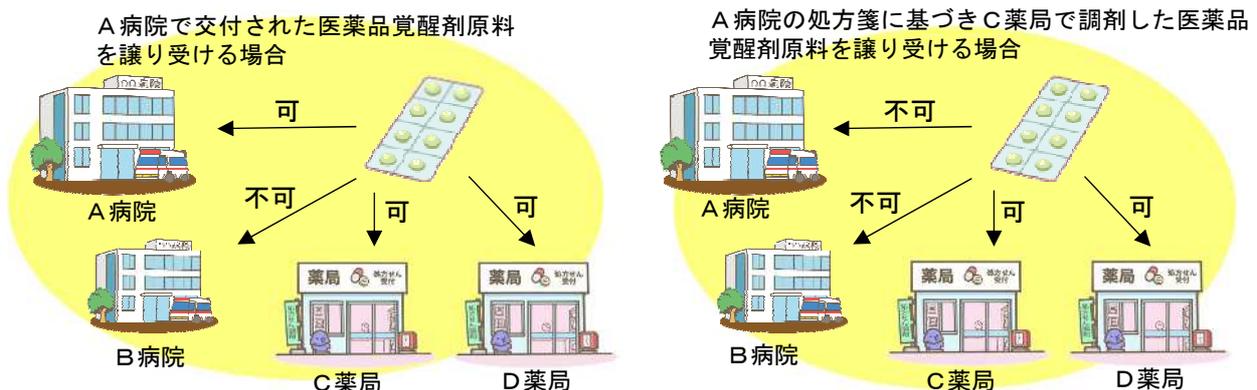


(2) 覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け

- ① 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が，医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に，その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
- ② 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に，その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」という。）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

※覚醒剤原料を譲り受ける場合，次の点に注意してください。

薬 局：どこで交付・調剤した医薬品覚醒剤原料であっても譲り受け可
 病院等：自らが交付・調剤した医薬品覚醒剤原料に限る



- ③ 患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けた時は、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書（様式6）」を所轄の保健所（鹿児島市は薬務課）（以下、「保健所等」という。）に提出してください。また、廃棄後30日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書（様式5）」を保健所等に提出してください。
- ④ 業務を廃止した病院・薬局等の開設者から30日以内に譲り受けることができます。

(3) 留意事項

- ① 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送等でも差し支えありませんが、郵送の事実を追跡できる書留郵便などを利用してください。
- ② 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等が薬局製剤の製造のために譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、覚醒剤原料取扱者と同一人である薬局開設者との間での譲渡証・譲受証の交換及び覚醒剤原料取扱者としての帳簿への譲渡記録が必要になります。なお、薬局の資格で購入した医薬品覚醒剤原料を薬局製剤に使用することはできません。
- ③ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等が薬局製剤の製造のために覚醒剤原料を譲り受ける場合は、譲受証の「指定の種類及び番号」欄は、「覚醒剤原料取扱者」の旨及びその指定番号を記載してください。
- ④ 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料を譲り渡すことができる者であることを必ず確認してください。
- ⑤ 業務廃止等に伴い覚醒剤原料を譲渡（受）する場合（「第11 業務廃止等」の項参照）にあっても、当該譲渡（受）証の交付は必要です。
- ⑥ 譲受人が覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等の記載事項と現品とを照合し確認してください。
- ⑦ 譲受（渡）証の作成は、作成者（管理薬剤師等）を選任して行ってください。
- ⑧ 譲受（渡）証用紙に印のみ押して相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は行ってはいけません。
- ⑨ 譲渡証（譲受証）の交付を受けた者は、譲受（譲渡）の日から2年間、これを保存しなければなりません。

2 譲渡し

- (1) 次の①～⑤の場合を除いて、医薬品覚醒剤原料を譲り渡すことはできません。
 - ① 医師等が交付する場合
医師等は、施用のために、医薬品覚醒剤原料を交付することができます。
 - ② 病院・薬局等の開設者が譲渡する場合
病院・薬局等の開設者は、医師等の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を、当該処方箋を所持する者に譲り渡すことができます。
 - ③ 病院・薬局等の開設者が業務廃止等に伴い譲渡する場合
病院・薬局等が業務を廃止した場合、所有する医薬品覚醒剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます（「第11 業務廃止等」の項参照）。
 - ④ 病院・薬局等の開設者が覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合
次のいずれかに該当する覚醒剤原料に限り、事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて覚醒剤原料取扱者等に譲渡することができます。
 - ア 全部又は一部が不潔な物質若しくは変質した物質から成っているもの

- イ 異物が混入し、又は付着しているもの
 - ウ その容器又は包装に破損が生じているもの
 - エ 覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの
 - オ 治験又は臨床研究において使用する予定であった覚醒剤原料のうち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなったもの
- ⑤ 病院・薬局等の開設者が覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者に譲渡する場合
事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて、医薬品覚醒剤原料を患者の試験検査のために譲り渡すことができます。

(2) 留意事項

- ① 覚醒剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品覚醒剤原料が不要となった場合に、返品、交換をすることや、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続きをとってください（「第9 廃棄」の項参照）。
- ② 薬局・病院等の間だけでなく、同一法人の病院・薬局等の間でも譲渡・譲受はできません。同一法人内の他の薬局との貸し借りもできません。
- ③ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けている薬局開設者（薬局製剤製造販売業者等）が、覚醒剤原料取扱者の資格により所持している覚醒剤原料を調剤に使用する場合は、譲渡・譲受の手続きが必要です。
薬局の資格で購入した医薬品覚醒剤原料は、覚醒剤原料取扱者の指定を受けていても、薬局製剤に使用することはできません。
- ④ 業務廃止等（開設者の法人化や施設、薬局の建替え等による廃止の場合も含む。）の際、覚醒剤原料を譲渡するに当たっては、相手方が覚醒剤原料の取扱いができる者であることを必ず確認してください。

3 譲渡証・譲受証の記載（確認）要領

	譲渡証	譲受証
譲渡・譲受年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る業務所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記載し、押印 ・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・薬局等の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印 ・往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印
指定の種類及び番号欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「覚醒剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類 ・譲渡人の当該指定証の番号 ・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・「空欄」か「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記載
品名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称 ・その他の医薬品は、一般的名称又は品名 	
使用の目的及び備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	使用目的等を具体的に記載 例) 調剤のため

(記載例1) 覚醒剤原料譲受証

覚醒剤原料譲受証					
		譲受年月日		令和	年 月 日
譲受人	住所	鹿児島市〇〇町××番地			
	氏名(法人にあっては、名称)	医療法人□□ 〇△病院 理事長 鹿児島 太郎 ㊟			
指定の種類及び番号					
譲渡人	住所	鹿児島市△△町□□番地			
	氏名(法人にあっては、名称)	株式会社 〇〇薬品			
使用の目的		調剤のため			
品名	容量	個数	数量	備考	
塩酸エフェドリン末	25 g	1	25 g		

※1 開設者名(代表者名)を記載し、押印することになりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該業務所の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚醒剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。

※2 押印に用いる印鑑は、麻薬専用印と併用しても差し支えありません。

第4 所持(法第30条の7)

次の1～5の者は、医薬品覚醒剤原料を所持することができます。

- 1 病院、診療所(その業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。)
- 2 飼育動物診療施設(その業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。)
- 3 薬局(医師等の処方箋により調剤した医薬品覚醒剤原料及び調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。)
- 4 患者及びその看護に当たる者
- 5 患者の相続人等

第5 使用(法第30条の11)

1 次の者は、その業務のため医薬品覚醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。

- (1) 病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師
- (2) 往診医師等
- (3) 薬局、病院又は診療所において調剤に従事する薬剤師
- (4) 飼育動物の診療に従事する獣医師(飼育動物診療施設の開設者(往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む。)及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る。)

2 次の者は医薬品覚醒剤原料を施用することができます。

- (1) 医師等から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者

- (2) 医師等の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた者
- ※1 病院・薬局等において、学術研究の目的で覚醒剤原料（医薬品であるか否かを問わない。）を使用する場合、知事から覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者の指定を受ける必要があります。
- ※2 病院・薬局等の資格で譲り受けた覚醒剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。
- ※3 処方箋は、覚醒剤専用の処方箋ではなく、他の医薬品が記載されていても差し支えありません。

第6 保管（法第30条の12）

1 保管の管理者と保管場所

医薬品覚醒剤原料については、次の場所においてそれぞれ保管しなければなりません。

- (1) 病院又は診療所にあつては、その管理者がその病院又は診療所
- (2) 往診医師等にあつては、その住所
- (3) 飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者がその施設
- (4) 往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所
- (5) 薬局にあつては、薬局開設者が薬局

2 保管設備

- (1) 医薬品覚醒剤原料の保管は、鍵をかけた場所において行わなければなりません。

鍵をかけた場所とは、施錠設備のある調剤室の引き出し・医薬品棚・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

- (2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次によることが望まれます。

- ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な鍵が付いていること。
- ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあつては床にボルト等により固定すること。
- ③ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること。

※1 病院等の病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要です。

※2 保管庫は、医薬品覚醒剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合には、他の物と区別して保管して医薬品覚醒剤原料と他の物と間違えるなどの事故に十分気をつけてください。

※3 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

第7 管理

- 1 医薬品覚醒剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、病院・薬局等に取扱いの責任者を定めることが望まれます。
- 2 責任者には、当該病院・薬局等における医薬品覚醒剤原料の受入・保管・払出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者（管理薬剤師等）を当ててください。

- 3 責任者は、医薬品覚醒剤原料に関する次に掲げる実務を、責任をもって行ってください。
- (1) 受入れ（覚醒剤原料取扱者等からの譲受け）
 - (2) 払出し（「第3 譲受け・譲渡し 2 (1) (2)」の場合の譲渡し及び業務廃止等に伴う譲渡し）
 - (3) 保管（適切な保管設備での保管、定期的な保管設備への巡回等）
 - (4) 保管設備の鍵の管理
 - (5) 法定書類（譲受証・業務廃止等に伴い譲渡する際の譲渡証）及び帳簿の作成及び保管
 - (6) 廃棄や事故に関する届出等

第8 記録（法第30条の17）

1 帳簿の記載

- (1) 次の者は、病院・薬局等ごとに帳簿を備えなければなりません。
 - ① 病院又は診療所の開設者（往診医師等を含む）
 - ② 飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む）
 - ③ 薬局の開設者

- (2) 帳簿には、次の事項を記入しなければなりません。
 - ① 当該病院・薬局等の開設者が譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
※ 譲り受けた日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記入してください。また、備考欄に製造番号を記入してください。
 - ② 当該病院・薬局等の開設者が廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
※ 「覚醒剤原料廃棄届」、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届」の届出日を備考欄に記載してください。
 - ③ 当該病院等で施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
 - ④ 当該病院・薬局等の開設者が譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
 - ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日
※ 覚醒剤原料事故届出書の届出日を備考欄に記載してください。

- (3) 帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。
 - ① 帳簿は、品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載してください。
 - ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありませんが、紛失等がないように保管にはご留意願います。
 - ③ 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 - ④ 医薬品覚醒剤原料の受払等をパソコンを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に保健所等職員（覚醒剤監視員）等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヵ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
 - ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消して、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。

- ⑥ 帳簿の記載は、原則として、医薬品覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行ってください。
- ⑦ 当該病院等又は薬局の開設者は、帳簿を使い終わったときは、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。
- ⑧ 覚醒剤原料取扱者の指定を受けた薬局製剤製造販売業者等は、譲り受け、又は製造に使用した覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載しなければなりません。

また、当該薬局製剤製造販売業者等が譲り受けた覚醒剤原料を調剤の目的に使用する場合は、同一人である薬局の開設者に譲り渡した覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を覚醒剤原料取扱者の帳簿に記載し、併せて譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日を薬局の帳簿に記載しなければなりません。

帳簿の記載例

品 名			X X X錠 Y mg			単 位	錠
年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備 考	
R5	4	1			11	前帳簿から繰り越し 製造番号：AA-12345	
R5	4	10	100		111	□□株式会社から購入 製造番号：BB-54321 R5.4.12 到着	
R5	5	3		21	90	▲▲▲▲に処方	
R5	5	17		2	88	製造番号：AA-12345 2錠 R5.5.17 試験検査のため覚醒剤原料研究者△△△△に譲渡 令和5年5月15日付け■厚麻発0515 第1号覚醒剤原料譲渡許可書	
R5	5	20	(7)		88	▽▽▽▽から返納 R5.5.21 交付又は調剤済みの覚醒剤原料譲受届出書提出 R5.5.25 廃棄 立会者署名 R5.5.26 交付又は調剤済みの覚醒剤原料廃棄届提出	
R5	6	8		10	78	所在不明 R5.6.8 事故届提出 R5.6.8 ○○警察署届出	
R5	6	10		21	57	▲▲▲▲に処方	
R5	6	17	(14)		71	▲▲▲▲への処方変更による未譲渡分の返納	
R5	6	25		1	70	異物が付着していたため、□□株式会社に譲渡 令和5年6月20日付け■厚麻発0620 第1号覚醒剤原料譲渡許可書	

第9 廃棄（法第30条の13）

1 廃棄の手続

(1) 陳旧品等の廃棄

古くなったり、変質等により使用しない医薬品覚醒剤原料、調剤過誤により使えなくなった医薬品覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、あらかじめ「覚醒剤原料廃棄届出書（様式4）」を保健所等に届け出て、保健所等職員（覚醒剤監視員）の立会いの下に廃棄しなければなりません。

なお、この際当該監視員の身分を示す証票の提示を求めて相手方を確認してください。

(2) 処方箋により調剤された医薬品覚醒剤原料の廃棄

次のような場合には、病院・薬局等の開設者は、他の職員の立会いの下に廃棄してください。また廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書（様式5）」により保健所等に届け出てください。

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

① 患者が不要になり、患者から譲り受けた場合

② 患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合

③ 再入院、転入院の際に患者が持参し、施用する必要がなくなった場合

（ただし、自らの病院等で交付したものに限ります。そうでない場合、持参した患者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは、差し支えありません。）

※ 患者等から覚醒剤原料を譲り受ける場合は「第3 譲受け・譲渡し 1 譲受け (2) 覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け」の項を参照してください。

2 廃棄方法

廃棄は、焼却、放流等、医薬品覚醒剤原料の回収が困難な方法によって行ってください。

廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

第10 事故届（法第30条の14）

病院・薬局等の開設者は、所有する医薬品覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、速やかに「覚醒剤原料事故届出書（様式7）」により保健所等に届け出なければなりません。盗難等が疑われる場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

第11 業務廃止等（法第30条の15）

1 所有数量報告（法第30条の15第1項）

次の(1)～(3)に掲げる場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書（様式8）」により当該事由が生じた際にその者が所有し、又は所持していた医薬品覚醒剤原料の品名及び数量を保健所等に報告しなければなりません。

なお、現に医薬品覚醒剤原料を所持しない場合にあっても、報告する必要があります。

(1) 薬局の開設者

薬局の開設者がその薬局を廃止したとき、その許可の有効期間が満了してその更新を受けなかったとき、又は医薬品医療機器等法第75条第1項（許可の取消し等）の規定によりその許可を取り消されたとき。

(2) 病院、診療所の開設者

病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第29条第1項（開設許可の取消及び閉鎖命令）の規定により、その病院若しくは診療所の開設の許可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止したとき。

(3) 飼育動物診療施設の開設者

飼育動物診療施設の開設者がその施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき。

※ 国又は地方公共団体の開設する病院等にあつては、その取扱いの責任者が保健所等に報告してください。

2 譲渡報告（法第30条の15第2項）

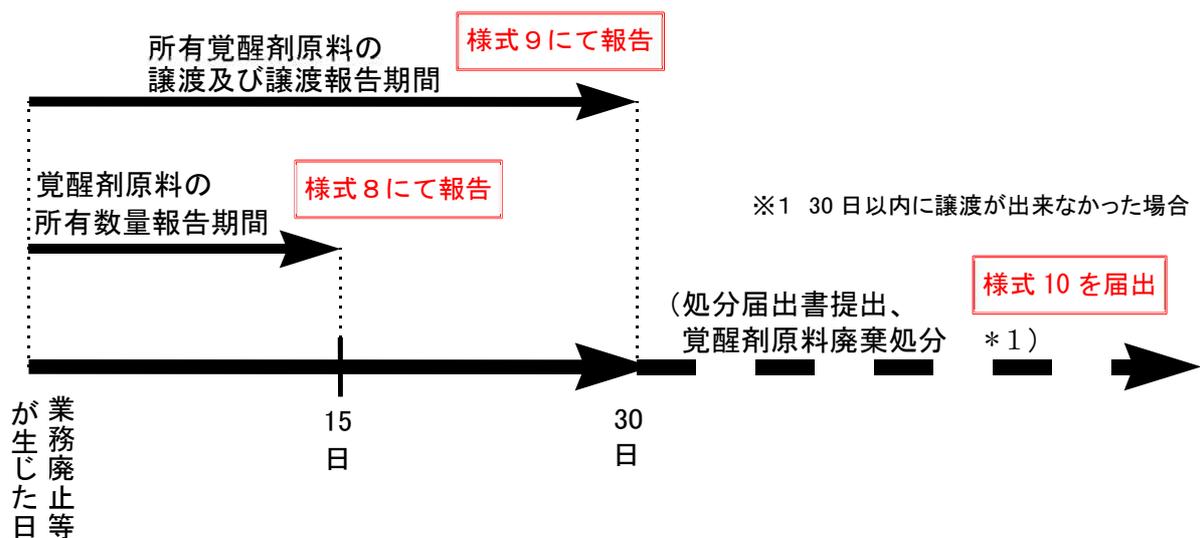
所有数量報告をしなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料を、業務廃止の事由が生じた日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者（覚醒剤原料取扱者、病院・薬局等の開設者）に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書（様式9）」により保健所等に報告しなければなりません。

譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

3 廃棄処分（法第30条の15第3項）

業務廃止において、30日以内に所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書（様式10）」により保健所等に届け出て、速やかに保健所等職員（覚醒剤監視員）の立会いを求め、その指示を受けて当該医薬品覚醒剤原料について廃棄その他の処分をしなければなりません。



第12 携帯輸出入（法第30条の6）

国籍にかかわらず、自己の疾病の治療の目的で医薬品覚醒剤原料を携帯して日本から出国又は日本に入国する人は、事前に申請者の住所又は入港する港や空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部に申請して、許可を受ける必要があります。

詳細な手続については、麻薬取締部のホームページを御確認ください。

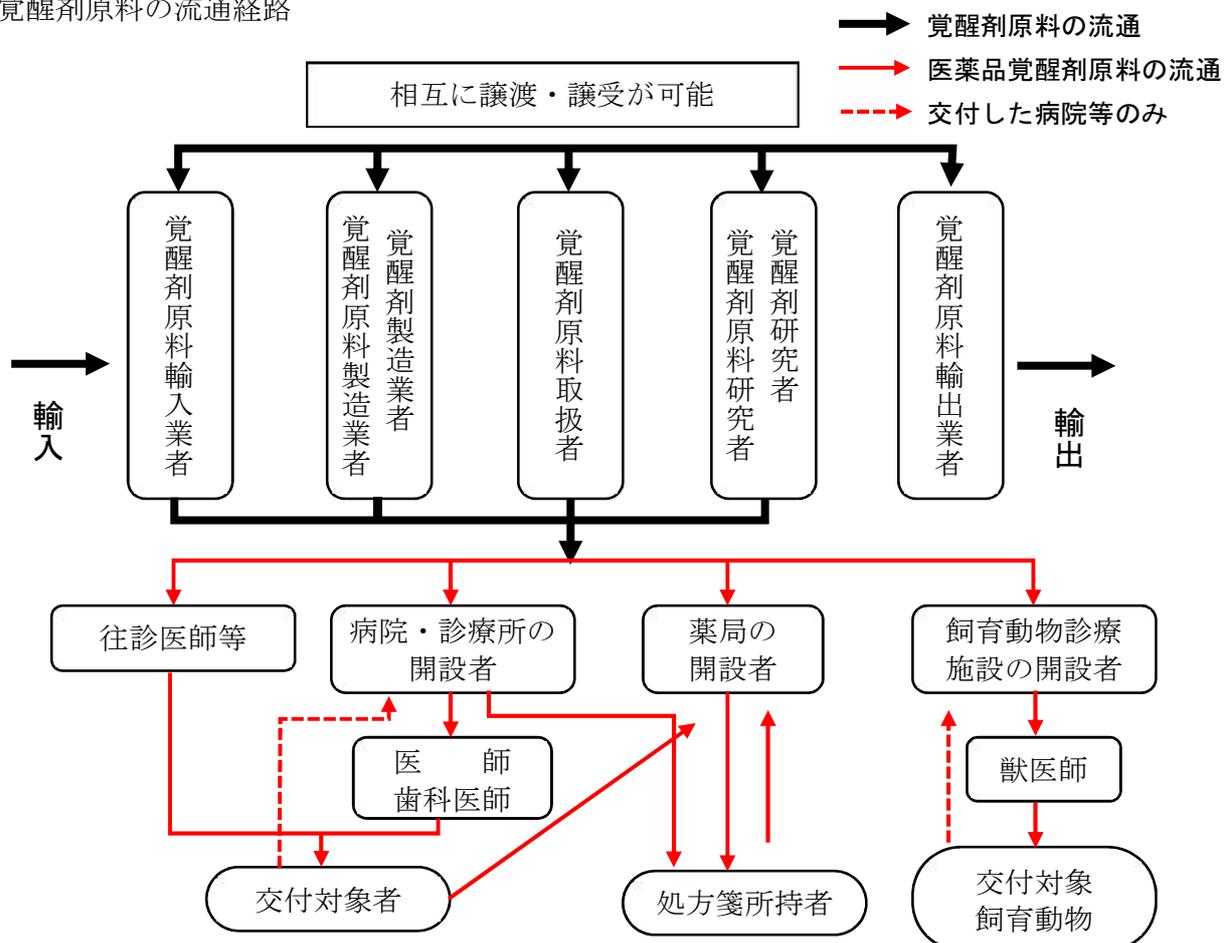
URL:<http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei6.html>

第13 立入検査（法第32条）

- 1 立入検査は、覚醒剤原料の取締り上必要があるときに行われますが、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- 2 立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- 3 正当な理由なく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第42条の2第8号）。

第14 その他

覚醒剤原料の流通経路



※ 地方厚生（支）局長の許可を受けた場合は、この図の例によらない譲渡譲受ができる。

問い合わせ先

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
くらし保健福祉部薬務課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁3F）	099-286-2804
指 宿 保 健 所	891-0403	指宿市十二町301	0993-22-2172
加世田 保 健 所	897-0001	南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-2317
伊集院 保 健 所	899-2501	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-273-2332
川 薩 保 健 所	895-0041	薩摩川内市隈之城町228番地1	0996-23-3167
出 水 保 健 所	899-0202	出水市昭和町18-18	0996-62-1636
大 口 保 健 所	895-2511	伊佐市大口里53-1	0995-23-5106
始 良 保 健 所	899-5112	霧島市隼人町松永3320番地16	0995-44-7960
志布志 保 健 所	899-7103	志布志市志布志町志布志2丁目1-11	099-472-1021
鹿 屋 保 健 所	893-0011	鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2113
西之表 保 健 所	891-3192	西之表市西之表7590	0997-22-0032
屋久島 保 健 所	891-4311	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
名 瀬 保 健 所	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-5411
徳之島 保 健 所	891-7101	大島郡徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149

別紙様式一覧表

様式	区 分	備 考
1	覚醒剤原料譲渡証	覚醒剤取締法施行規則 別記第十三号様式
2	覚醒剤原料譲受証	覚醒剤取締法施行規則 別記第十四号様式
3	帳簿の様式	
4	覚醒剤原料廃棄届出書	覚醒剤取締法施行規則 別記第十六号様式
5	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書	覚醒剤取締法施行規則 別記第十七号様式
6	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書	覚醒剤取締法施行規則 別記第十八号様式
7	覚醒剤原料事故届出書	
8	業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書	
9	業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書	
10	業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書	

別記第十三号様式（第十六条関係）

覚醒剤原料譲渡証				
譲渡年月日		年 月 日		
譲渡人		住所 氏名		
指定の種類及び番号		⑩		
譲受人	住所			
	氏名			
品名	容量	個数	数量	備考

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

詳細は手引き p.4 参照

別記第十三号様式（第十六条関係）

覚醒剤原料譲渡証				
譲渡年月日	譲渡人			出庫年月日を記入します。 令和5年11月1日
業務所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記入します。業務廃止等に伴い譲渡する場合は開設者の氏名を記入します。				住所 鹿児島市鴨池新町〇〇番△号 氏名 株式会社 〇〇薬品 ⑧ 指定の種類及び番号
業務廃止等に伴い譲渡する場合には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記入します。				
譲受人		住所	鹿児島市武〇丁目△△番□号	
		氏名	〇△薬局	
品名	容量	個数	数量	備考
セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」	30錠	2	60錠	
出庫する覚醒剤原料を記入します。品名欄は一般的名称又は品名を記入します。				業務廃止等に伴い譲渡する場合には、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記入します。
空欄には斜線を引くか「以下余白」の文字を記入します。				
備考				

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 譲渡人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあつては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあつては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には、斜線を引くこと。

別記第十四号様式（第十六条関係）

<p>覚醒剤原料譲受証</p>				
<p>譲受年月日</p>		<p>年 月 日</p>		
<p>譲 受 人</p>		<p>住 所</p>		
<p>指定の種類及び番号</p>		<p>氏 名</p>		<p>印</p>
<p>譲 渡 人</p>	<p>住 所</p>			
	<p>氏 名</p>			
<p>使 用 の 目 的</p>				
<p>品 名</p>	<p>容 量</p>	<p>個 数</p>	<p>数 量</p>	<p>備 考</p>

備考 用紙及び記載上の注意は、別記第 13 号様式に準ずること。

詳細は手引き p.4 参照

別記第十四号様式（第十六条関係）

覚醒剤原料譲受証					注文年月日を記入します。
譲受年月日				令和5年11月1日	
譲受人	開設者の氏名及び業務所の所在地、名称を記入します。				
「空欄」か「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記入します。	住所	鹿児島市武〇丁目△△番□号			
	氏名	〇△薬局			
		代表取締役 ○○○○ ⑩			押印
指定の種類及び番号					
譲渡人	住所	鹿児島市鴨池新町〇〇番△号			
	氏名	株式会社〇〇薬品			
使用の目的	調剤のため				
	使用目的等を具体的に記入します。				
品名	容量	個数	数量	備考	
セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」	30錠	2	60錠		
注文する覚醒剤原料を記載します。 品名欄は一般的名称又は品名を記入します。					
空欄には斜線を引くか「以下余白」の文字を記入します。					
空欄には斜線を引くか「以下余白」の文字を記入します。					
空欄には斜線を引くか「以下余白」の文字を記入します。					

備考 用紙及び記載上の注意は、別記第13号様式に準ずること。

帳簿の様式

品名	XXX錠Ymg	単位	錠
----	---------	----	---

年 月 日			受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R5	4	1			11	前帳簿から繰り越し 製造番号:AA-12345
	4	10	100		111	〇〇株式会社から購入 製造番号:BB-54321 R5.4.12 到着
	5	3		21	90	▲▲▲▲に処方
	5	17		2	88	製造番号:AA-12345 2錠 R5.5.17 試験検査のため覚醒剤原料 研究者△△△△に譲渡 令和5年5月15日付け■厚麻発0515 第1号覚醒剤原料譲渡許可書
	5	20	(7)		88	▽▽▽▽から返納 R5.5.21 交付又は調剤済みの覚醒剤 原料譲受届出書提出 R5.5.25 廃棄 立会者署名 R5.5.26 交付又は調剤済みの覚醒剤 原料廃棄届提出
	6	8		10	78	所在不明 R5.6.8 事故届提出 R5.6.8 〇〇警察署届出
	6	10		21	57	▲▲▲▲に処方
	6	17	(14)		71	▲▲▲▲への処方変更による未譲渡 分の返納
	6	25		1	70	異物が付着していたため、〇〇株式会 社に譲渡 令和5年6月20日付け■厚麻発 0620 第1号覚醒剤原料譲渡許可書

別記第十六号様式（第十九条第一項関係）

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

鹿児島県知事 殿

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十六号様式（第十九条第一項関係）

保健所等職員の立会の下に廃棄しなければならないので、事前に相談してください

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

令和5年 11 月 1 日

住 所 鹿児島市武〇丁目△△番〇号
氏 名 株式会社〇△
代表取締役 〇〇 〇〇

鹿児島県知事 殿

一般的名称及び数量を記入します。
(備考4参照)

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	セレギリン塩酸塩 2.5mg 10錠
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	鹿児島市武〇丁目△△番〇号 〇△薬局
廃棄の日時	保健所等に相談の上、記入してください。
廃棄の場所	
廃棄の事由	有効期限切れのため
参考事項	セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」

販売名(商品名)を記入してください。

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十七号様式（第十九条第二項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

鹿児島県知事 殿

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

令和5年 11 月 1 日

住 所 鹿児島市鴨池新町口番〇号
氏 名 医療法人 〇〇会
理事長 鹿児島 一郎

鹿児島県知事 殿

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
	セレギリン塩酸塩	2.5mg 7錠
廃棄を行った施設の所在地及び名称	鹿児島市鴨池新町口番〇号 △△△病院	一般的名称及び数量を記入します。 (備考4参照)
廃 棄 の 日 時	令和5年 10 月 31 日	廃棄する前に、あらかじめ「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」(様式 6) の届出が必要です。
廃 棄 の 場 所	院内薬局	
廃 棄 の 方 法	粉碎後、流水と共に放流	
廃 棄 の 事 由	患者死亡により譲り受けたため	
参 考 事 項	交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書は 令和5年 10 月 30 日提出済み セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」	販売名(商品名)を記入してください。

備考

- 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

鹿児島県知事 殿

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

速やかに提出

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

令和5年 10 月 30 日

住 所 鹿児島市鴨池新町口番〇号
氏 名 医療法人 〇〇会
理事長 鹿児島 一郎

鹿児島県知事 殿

譲り渡した者の氏名	鹿児島 次郎	
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
	セレギリン塩酸塩	2.5mg 7錠
譲り受けた施設の所在地及び名称	鹿児島市鴨池新町口番〇号 △△△病院	一般的名称及び数量を記入します。 (備考4参照)
譲り受けた日時	令和5年 10 月 30 日 11 時	
譲り受けた場所	院内薬局	
譲り受けた事由	患者死亡により不要となったため	
廃棄の日時（予定）	令和5年 10 月 31 日 14 時	
廃棄の場所（予定）	院内薬局	
廃棄の方法（予定）	溶解後、流水と共に放流	
参 考 事 項	鹿児島太郎死亡により相続したもの セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」	

備考

- 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

患者死亡により相続した場合は、患者の氏名を記入してください。また、販売名（商品名）を記入してください。

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

鹿児島県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

覚醒剤原料事故届出書

事故後速やかに提出

覚醒剤取締法第 30 条の 14 の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

令和5年 11 月 1 日

住 所
氏 名

鹿児島県知事 殿

業 態			
業務所	所在地	「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記入します。	
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	
<p>具体的かつ詳細に記入してください。必要に応じ別紙を用いてください。 盗難等が疑われる場合には、所轄の警察署へも届け出てください。</p>			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名

鹿児島県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等が生じた日
から 15 日以内に提出

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

令和5年 11 月 1 日

住 所 鹿児島市鴨池新町〇番△号
報告義務者続柄
氏 名 医療法人 〇〇〇会
理事長 鹿児島 次郎

鹿児島県知事 殿

「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記入します。

業 態	診療所	
業務所	所在地	鹿児島市城南町〇番△号
	名 称	〇〇医院
品 名	数 量	
セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」	100 錠	
在庫がない場合は「在庫なし」と記入してください。		
報告の事由及びその事由の発生年月日	閉院のため 令和5年 10 月 31 日	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 2 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所
報告義務者続柄
氏 名

鹿児島県知事 殿

業 態				
業務所	所在地			
	名 称			
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第 30 条の 7 による区分及び 業種名	指 定 証 の 番 号
報告の事由及びその事由の発生年月日				

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 2 項の規定により、報告します。

令和5年 11 月 1 日

住 所 鹿児島市鴨池新町〇番△号
報告義務者続柄
氏 名 医療法人 〇〇〇会
 理事長 鹿児島 一郎

鹿児島県知事 殿

「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記入します。

業 態		診療所		
業務所	所在地	鹿児島市城南町〇番△号		
	名 称	〇〇医院		
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第 30 条の 7 による区分及び 業種名	指 定 証 の 番 号
セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」	100 錠	(法人所在地・名称) 鹿児島市与次郎〇丁目 △番□号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇 (薬局所在地・名称) 鹿児島市与次郎〇丁目 △番□号 〇〇薬局	7 薬局開設者	
報告の事由及びその事由の発生年月日	閉院のため 令和5年 10 月 31 日			

- 1 覚醒剤原料輸入業者
- 2 覚醒剤原料輸出業者
- 3 覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者
- 4 覚醒剤原料取扱者
- 5 覚醒剤原料研究者、覚醒剤研究者
- 6 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者
- 7 薬局開設者 のいずれかを記入

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住 所
届出義務者続柄
氏 名

鹿児島県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
届出の事由及びその事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

保健所等職員の立会の下に廃棄しなければならないので、事前に相談してください

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 3 項の規定により、届け出ます。

令和5年11月30日

住 所 鹿児島市鴨池新町〇番△号
報告義務者続柄
氏 名 医療法人 〇〇〇会
理事長 鹿児島 一郎

鹿児島県知事 殿

「病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別」を記入します。

業 態	診療所	
業務所	所在地	鹿児島市城南町〇番△号
	名 称	〇〇医院
品 名		数 量
セレギリン塩酸塩錠 2.5mg「〇〇」		100 錠
届出の事由及びその事由の発生日	閉院のため 令和5年 10 月 31 日	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。